

市谷薬王寺町地域の 住居表示実施素案について

説明会用概要資料

新宿区地域振興部
地域コミュニティ課 住居表示係

動画の説明内容

- 1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題
- 2 実施素案について
- 3 住居表示実施に伴う手続き

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町の現在の住所の表し方

町 名 地 番
市 谷 薬 王 寺 町 3 番 地 3
親 番 枝 番

市谷薬王寺町地域では、現在、「町名」のあとに、“○番地△” というように「地番」を用いて、住所を表しています。

「地番」の前半部分を「親番」、後半部分を「枝番」と言い、枝番は表記しないこともあります。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

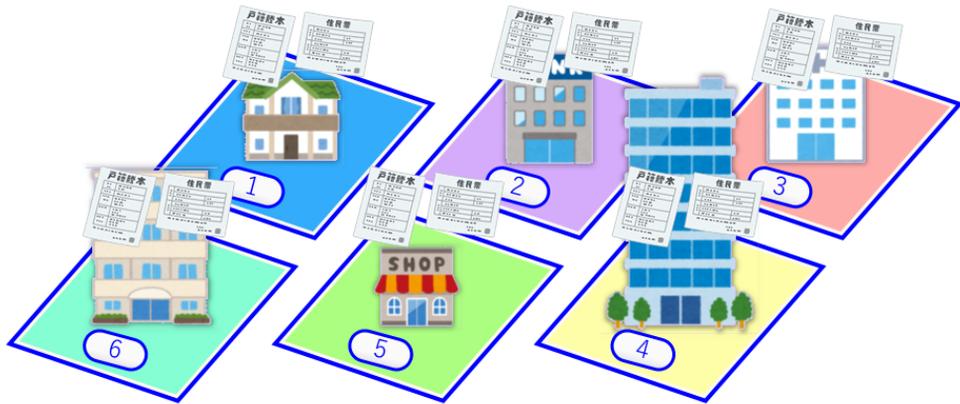
市谷薬王寺町の現在の住所の表し方



「地番」は、固定資産税を徴税するために明治期に創設された、地券制度から始まりました。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町の現在の住所の表し方



地番は、土地の権利を表すために付けられた番号ですが、現在では本籍や住所の表し方としても用いられています。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町における住所の課題

- 1つの地番に建物が複数建っている。
- 1つの地番に枝番(筆)が沢山あり、番号が飛んだり、欠番が生じる。
- 地番の境界は権利の範囲を示すものなので、容易に変わってしまう。

現在の市谷薬王寺町の住所の表し方の主な課題として、

- ① 1つの地番に建物が複数建っていること
- ② 1つの地番に枝番(枝)が沢山あり、番号が飛んだり、欠番が生じること
- ③ 地番の境界は権利の範囲を示すものなので、容易に変わってしまうことが挙げられます。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町における住所の課題

- 1つの地番に建物が複数建っている。

1番地	2番地	4番地	6番地	8番地	11番地	17番地
1棟	3棟	1棟	1棟	1棟	2棟	11棟
18番地	19番地	20番地	22番地	25番地	28番地	35番地
5棟	9棟	14棟	1棟	1棟	1棟	2棟
39番地	41番地	45番地	46番地	51番地	58番地	61番地
1棟	2棟	1棟	6棟	1棟	7棟	1棟
62番地	63番地	65番地	66番地	67番地	69番地	70番地
1棟	8棟	1棟	1棟	2棟	2棟	8棟
75番地	76番地	77番地	78番地	79番地	80番地	81番地
3棟	3棟	5棟	3棟	3棟	5棟	2棟
						1棟
						25棟
						1棟
						8棟

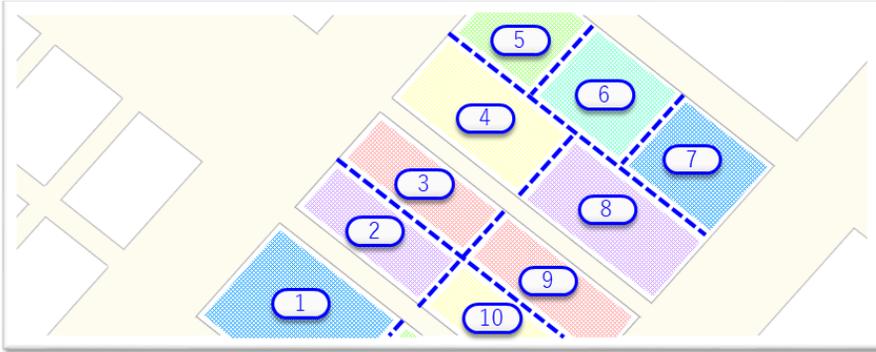
※ 令和2年時点

例えば、74番地では45棟の建物が同じ地番を住所としています。
また、71番地では61棟の建物が同じ地番を住所として使用しています。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町における住所の課題

- ☑ 1つの地番に枝番(筆)が沢山あり、番号が飛んだり、欠番が生じる。

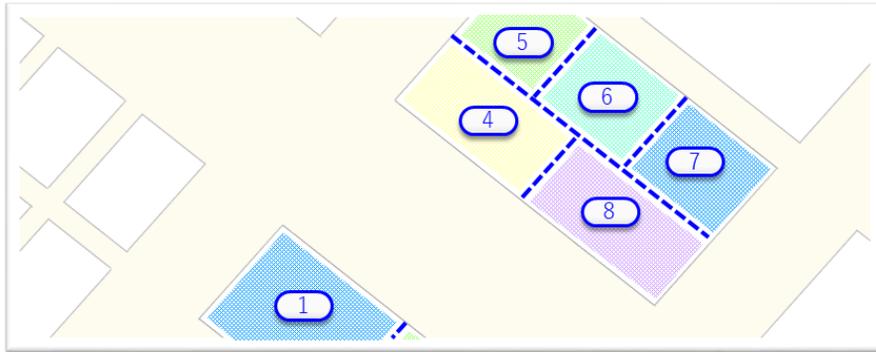


地番で表す住所は、地番が付けられた当初は順序よく並んでおり、わかりやすい表示になっていました。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町における住所の課題

- ☑ 1つの地番に枝番(筆)が沢山あり、番号が飛んだり、欠番が生じる。

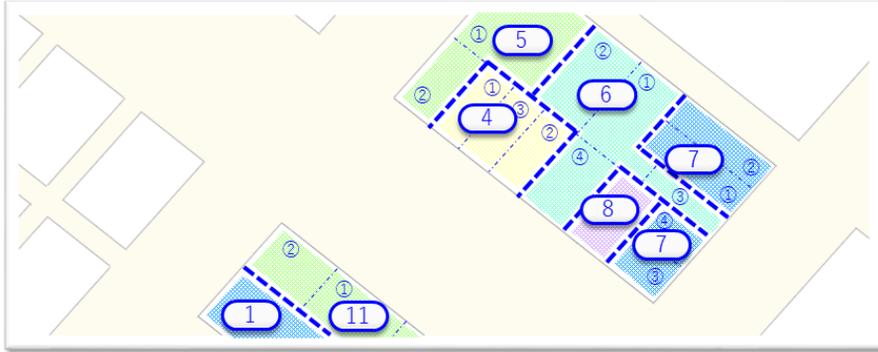


しかし、時間の経過とともに、道路の開通や河川の整備などにより、地番の順序が飛んだり、欠番が生じてしまうことが多くあります。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町における住所の課題

☑ 地番の境界は権利の範囲を示すものなので、容易に変わってしまう。



また、地番は所有者の権利の範囲を示す番号ですから、売買や相続等による分筆などによっても、地番の順序が次第に崩れていきます。

地番で住所を表している市谷薬王寺町でも、今後、時間が経つにつれ、より複雑になっていく可能性があります。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

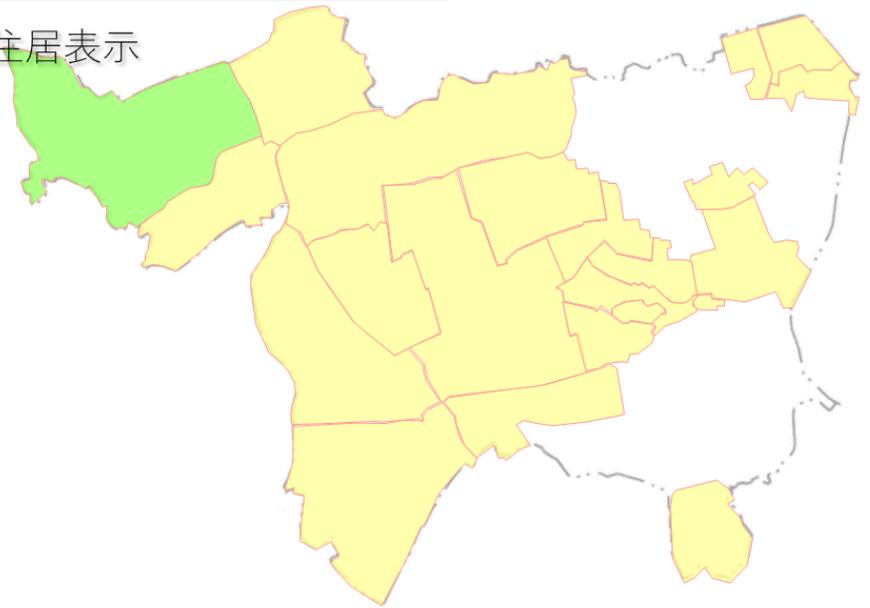
新宿区における住居表示

- 昭和37年5月 住居表示に関する法律 施行
- 昭和37年12月 新宿区全域で街区方式により住居表示を実施することが区議会で議決

昭和37年に「住居表示に関する法律」が施行され、新宿区議会では同年、区内全域で街区方式により住居表示を実施することを議決しました。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

新宿区における住居表示



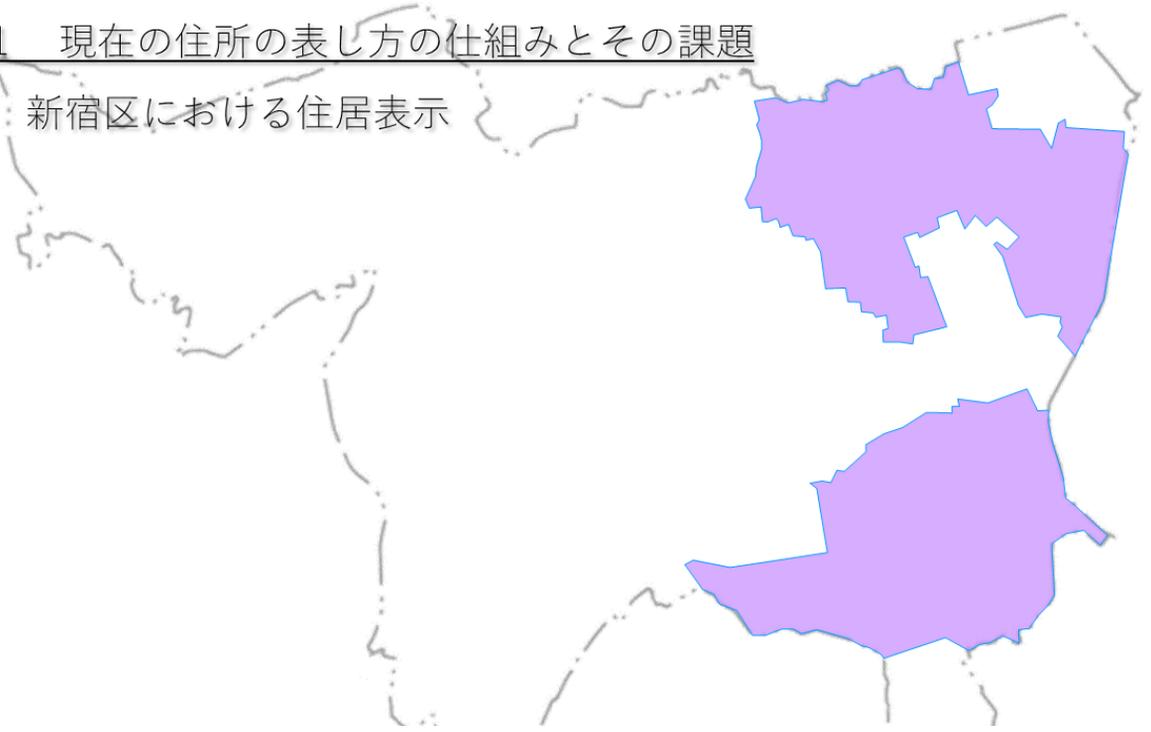
区の西側から順次住居表示を行い、令和3年12月現在、区内の約76%が住居表示実施済み地域となっています。

区	住居表示実施率	区	住居表示実施率
中央区 文京区 台東区 北区 荒川区 品川区 目黒区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 板橋区 練馬区 墨田区 江東区 葛飾区	100%	港区	99.71%
		足立区	98.48%
		大田区	98.42%
		江戸川区	91.28%
		新宿区	76.11%
		千代田区	74.10%

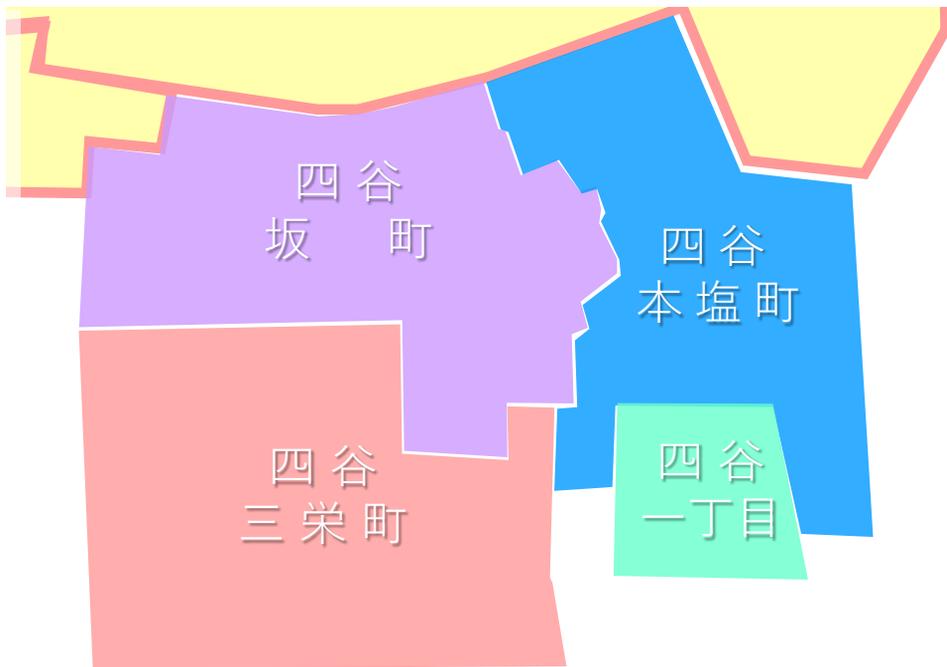
東京23区の住居表示の実施状況において、新宿区は2番目に低い実施率です。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

新宿区における住居表示



住居表示では、原則、町区域を、容易に位置が変わることのない道路などで区切ります。そのため、未実施地域では実施とともに町境を変更する必要があり、歴史的経緯や、コミュニティへの影響が苦慮されていました。



そこで、区は、平成25年4月に住居表示実施時の町境に関するルールを改正し、四谷地域の町で住居表示が進みはじめました。



四谷地域で住居表示が進む中、市谷薬王寺町地域の住所をわかりやすくするため、住居表示の趣旨普及に着手しました。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町での住居表示実施にむけた取り組み

- 平成27年9月～11月 薬王寺町町会役員会等での住居表示実施の趣旨普及
- 平成30年1月 住居表示ニュース第1号の配布（住居表示実施の趣旨普及）
- 平成30年1月 住居表示ニュース第2号の配布（制度説明会の開催周知）
- 平成30年2月3日～5日 市谷薬王寺町地域住居表示制度説明会の開催
- 平成30年2月 住居表示ニュース第3号の配布（制度説明会の報告）
- 平成30年2月 住居表示ニュース第4号の配布（地元審議会の委員の公募）
- 平成30年5月 新宿区住居表示審議会開催

区では、市谷薬王寺町地域の住所の表し方の不便を解消するため、平成27年の町会役員会から、住居表示実施の趣旨普及を開始しました。

平成30年1月からは、地域全戸に住居表示ニュースを配布し始めました。また、平成30年2月には住居表示制度説明会を開催。平成30年5月には、部会を発足し、住居表示を実施するための素案の検討が始まりました。

1 現在の住所の表し方の仕組みとその課題

市谷薬王寺町地域住居表示審議会（部会）の開催実績

- 第1回 平成30年 7月 住居表示の制度、市谷薬王寺町の成り立ちについて
- 第2回 平成30年 8月 住所の表し方の課題、住居表示のメリットについて
- 第3回 平成30年 10月 住居表示の実施区域、町名の検討
- 第4回 平成30年 11月 まち歩き（実施区域の検討）
- 第5回 平成30年 12月 街区割の検討
- 第6回 平成31年 2月 街区割の検討
- 第7回 平成31年 3月 街区符号の検討
- 第8回 令和元年 5月 街区符号及び基礎番号の検討
- 第9回 令和元年 6月 まち歩き（基礎番号の検討）
- 第10回 令和元年 7月 基礎番号の検討
- 第11回 令和元年 8月 基礎番号の検討
- 第12回 令和元年 10月 審議内容の振り返り
- 第13回 令和元年 12月 素案の取りまとめ

平成30年7月の第1回から、令和元年12月の第13回にかけて、区は、地元委員の方々と共に、市谷薬王寺町の住居表示について素案の検討を重ねてきました。

2 実施素案について

住居表示実施後の住所の表し方

〇〇町〇丁目 1番 1号
町名 街区符号 住居番号

おおむね30戸以上の集合住宅の場合

部屋番号を加えて表示

〇〇町〇丁目 2番 2-101号
町名 街区符号 住居番号

住居表示では、『町名』の後に道路等で区切った町のブロック、“街区”の番号を示す『街区符号』がつき、そのあとに建物ごとに付番する『住居番号』がつきます。街区符号は“△番”、住居番号は“□号”と表します。

また、新宿区では、概ね30戸以上の集合住宅の場合、住居番号に部屋番号を加え、住所を表します。

2 実施素案について

実施区域



市谷薬王寺町地域の住居表示の実施区域は、現在の市谷薬王寺町の区域とします。

2 実施素案について

町の名称



住居表示実施後の町名は漢字の表記は現在と同じとし、読み方を“いちがややくおうじまち”とします。

2 実施素案について

街区割 及び 街区符号



市谷薬王寺町地域では、道路に沿って町を20の街区にわけることとしました。

2 実施素案について

街区割 及び 街区符号



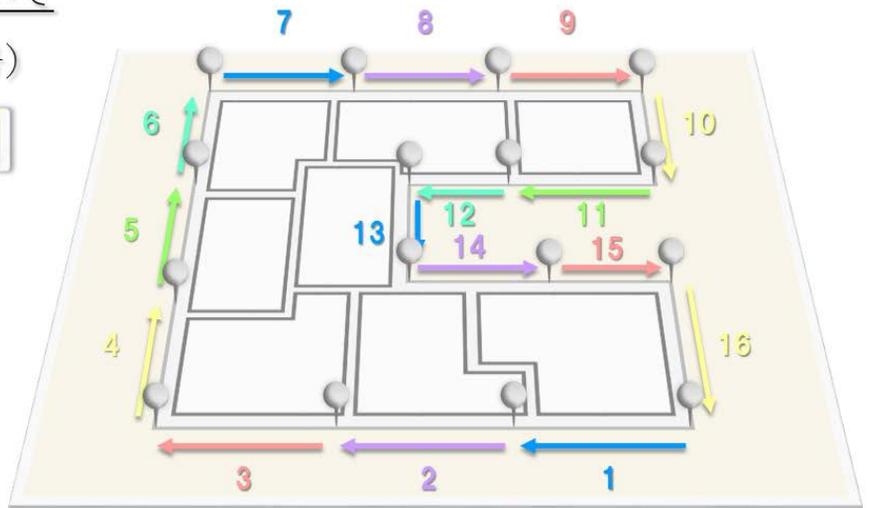
新宿区における住居表示の実施基準に基づき、南東の角にあたる83番地を1番街区とし、そこから、隣り合う街区に連続するようにして、20番までの街区符号を付けました。

街区符号を決めるにあたり、地元委員の方から、街区符号が外苑東通りを跨ぐ回数を最小限にすべき、という意見が挙がりました。

2 実施素案について

その他（基礎番号）

市谷薬王寺町	○番	○号
町名	街区符号	住居番号



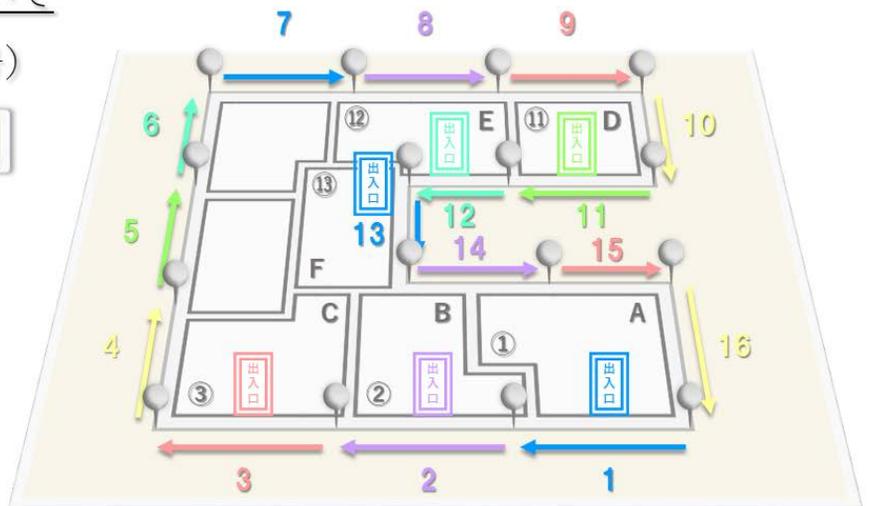
住居番号を付けるにあたり、原則として街区の周囲をおおよそ15m間隔に区切り、基礎番号を振っていきます。

基礎番号は南東の角を基点に、街区の周囲を時計回りに振っていきます。

2 実施素案について

その他（基礎番号）

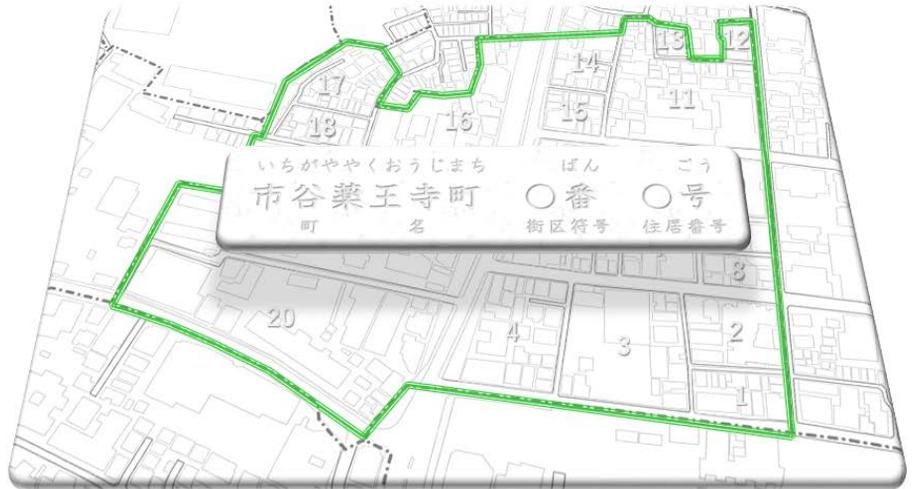
市谷薬王寺町	○番	○号
町名	街区符号	住居番号



住居番号は、建物の主な出入口がどこの基礎番号に接しているかで決まりますので、Aさんの場合は、住居番号は1号です。

基礎番号は原則、街区の外周のみに振られますが、街区内に入り込む道路にも振ることにより、Dさん、Eさん、Fさんの住所が、それぞれ11号、12号、13号と区別することができます。

2 実施素案について



このように住居表示を実施することにより、町名を変更しない場合でも、これまで使用していた地番とは異なる番号がつけられます。

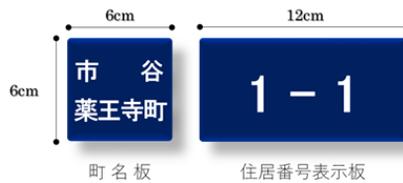
新たな街区符号及び住居番号をつけることにより、将来にわたって規則性のある住所となり、建替えや土地の売買などで地番が変わった場合でも、住居番号の順序が保たれ、どなたにでもわかりやすいまちになります。

2 実施素案について

住居表示実施後に行われること



街区表示板の設置



住居表示プレートの設置



街区案内板の設置

住居表示を実施した際には、区が、まちをわかりやすくする為の標識を設置します。

- 街区表示板 原則として町内の各街区の四すみ
- 町名板・住居番号表示板 各建物の出入口付近の見やすいところ
- 住居表示街区案内板 人目に付きやすい場所

2 実施素案について

住居表示の実施が、住みやすいまちにつながる

- ☑ 土地の売買に関わらず、わかりやすい住所が持続します。
- ☑ 郵便などの配達物の到着がスムーズになります。
- ☑ 救急車や消防車などの緊急車両が現場に到着しやすくなります。

住みやすいまちが将来にわたって持続します。

住居表示を実施した地域では、わかりやすい住所が持続され、郵便局や配達業者の方から住所がわかりやすくなったという声や、救急車などの緊急車両の現場への到着が容易になるという声をいただいています。

3 住居表示実施に伴う手続き

必要な手続きの紹介（一部）

- ☑ 区で行うもの



● 住 民 票 ● 戸 籍 簿 ● 国民健康保険



住居表示を実施すると、その地域のお住まいの方や事業所の住所の表し方が変わります。

一部を除き、住民票、戸籍、国民健康保険などの区が管理する公簿類については手続きしていただく必要はありません。

3 住居表示実施に伴う手続き

必要な手続きの紹介（一部）

手続きが不要なもの

● 東京電力



● 東京ガス



● 水道



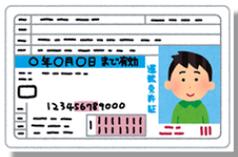
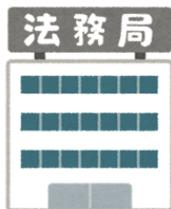
電気、ガス、水道についても、特に手続きは必要ありませんが、東京電力、東京ガス以外の事業者については、現在調整中です。

3 住居表示実施に伴う手続き

必要な手続きの紹介（一部）

ご自身で行っていただく必要があるもの

● 登記簿関係 ● 運転免許証 ● 預金通帳等 ● 生命保険等



不動産の登記簿など、個人の財産に関わる住所情報については、所有者の方ご自身による住所変更の手続きが必要です。

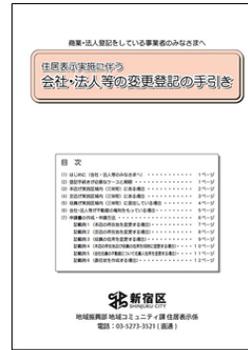
また、運転免許証、銀行、生命保険・火災保険など個人で契約しているものについても、ご自身で手続きしていただく必要があります。

3 住居表示実施に伴う手続き

四谷三栄町での住居表示実施時に配布した資料



住居表示実施に伴う
手続きの手引き



住居表示実施に伴う
会社・法人等の変更
登記の手引き

これらの手続きについては、実施の前に、詳しい手引きをご用意してご案内し、別途説明する予定です。

これらの手続きは実施後に必要になるものですが、これを行えば、将来にわたってわかりやすい住居表示が続くこととなります。

皆様に一時的にお手数をお掛けすることになりますが、なにとぞご理解をいただけたらと思います。

3 住居表示実施に伴う手続き

今後の流れ

- 1 第15回市谷薬王寺町地域住居表示審議会（部会）
- 2 住居表示ニュースの配布
- 3 第113回新宿区住居表示審議会

本説明会でいただいた皆様からのご意見は、次に開催する部会で報告し、現在の実施素案を修正するべきか、最終確認を行います。

市谷薬王寺町地域の皆様には住居表示ニュースで、結果をご報告します。

その後、新宿区住居表示審議会に実施素案を報告し、審議の上、区長へ答申します。

3 住居表示実施に伴う手続き

今後の流れ

4 住居表示実施案の公示

5 新宿区議会での議決・告示

6 住居表示実施に伴う手続きの説明

7 住居表示の実施



30日間の変更請求期間

答申をうけ、区は住居表示の実施案を決めて、30日間公示します。

この案に対して、公示日から30日の間に、市谷薬王寺町内の有権者50名以上の署名をつけて変更の請求を行うことができます。

その後、実施案を区議会へ議案として送付し、議決をうければ、住居表示の実施が正式に決定します。

議決後、市谷薬王寺町地域で調査を行い、住居番号を各建物につけ実施日と実施後の住所をお伝えします。

これらとともに、実施に伴う手続に関する説明させていただき、住居表示の実施を迎えます。

市谷薬王寺町地域の 住居表示実施素案について

住居表示の実施により、住所の表し方が変更するため、実施当初はお手数をお掛けすることになりますが、皆様にとって住みやすいまちとするために、わかりやすい住所の表示を行うことについて、なにとぞご理解いただけたらと思います。